

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係る 審査ガイド等案の整備に関する被規制者からの公開の意見聴取（第1回） の実施について

令和元年12月11日

原子力規制庁

1. 経緯等

本年9月18日の第30回原子力規制委員会において、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「RI法」という。）に基づく規制に係る審査ガイド等を整備するに当たっては、整備する審査ガイド等を構成する項目ごとに放射線規制部門において案を作成し、できたものから順次、原子力規制委員会に報告・了承を得た上でRI法の被規制者に提示し、意見聴取を実施することとなった。

今般、「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド」及び「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド」について、下記2.(1)①及び②のとおり、全体的構成（目次）及び一部の個別項目の案を作成した。これらの案についてRI法の被規制者に提示し、公開で意見聴取（第1回）を行うこととしたい。

2. 意見聴取（第1回）の具体的内容等について

(1) 意見聴取に供する審査ガイド等

- ① 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド【公開の意見聴取（第1回）用資料案】資料6-2
- ② 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第1回）用資料案】資料6-3

(2) 意見聴取の実施時期

関係者と日程調整の上、年内を目途に意見聴取（第1回）を実施する。

(3) 意見聴取の相手方として打診中の団体等（順不同）

（公社）日本アイソトープ協会・放射線安全取扱部会、大学等放射線施設協議会、（一社）日本放射線安全管理学会、（公社）日本医師会、四病院団体協議会、（公社）日本放射線技術学会、（一社）日本非破壊検査工業会、日本放射性医薬品協会、放射線照射工業連絡協議会、（国研）日本原子力研究開発機構、（国研）量子科学技術研究開発機構

(4) 意見聴取の実施方法

今回の意見聴取は公開で実施する。

3. 意見聴取（第2回）以降について

審査ガイド等の他の項目についても、案ができたものから順次、今回と同様の手順により原子力規制委員会への報告・了承を得た上で、被規制者からの公開の意見聴取を複数回行う。被規制者からの公開の意見聴取の内容を踏まえて取りまとめた最終的な審査ガイド等の案は、おおむね一年後程度を目標に、原子力規制委員会に諮り、意見公募手続を経た上で決定する。

**使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び
設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取（第 1 回）用資料案】**

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的

第 2 節 適用範囲

第 3 節 関係法規等

第 4 節 用語の定義

第 2 章 使用施設の基準（法第 6 条第 1 号、規則第 1 4 条の 7）

第 1 節 使用施設の位置

第 2 節 使用施設の構造

第 3 節 使用施設の遮蔽

第 4 節 作業室

第 5 節 汚染検査室

第 6 節 自動表示装置

第 7 節 インターロック

第 8 節 放射化物保管設備

第 9 節 管理区域

第 1 0 節 標識

第 1 1 節 適用除外

第 3 章 貯蔵施設の基準（法第 6 条第 2 号、規則第 1 4 条の 9）

第 1 節 貯蔵施設の位置

第 2 節 貯蔵室又は貯蔵箱

第 3 節 貯蔵施設の遮蔽

第 4 節 貯蔵容器

第 5 節 貯蔵施設の閉鎖設備等

第 6 節 管理区域

第 7 節 標識

第4章 廃棄施設の基準（法第6条第3号、規則第14条の11）

第1節 廃棄施設の位置

第2節 廃棄施設の構造

第3節 廃棄施設の遮蔽

第4節 排気設備

第5節 排水設備

第6節 焼却炉

第7節 固型化处理設備

第8節 保管廃棄設備

第9節 管理区域

第10節 標識

第5章 その他（法第6条第4号）

第1節 管理区域に係る線量（規則第1条第1号）

第2節 管理区域外における非密封線源の一時的な使用（規則第15条第2項）

第3節 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例（規則第22条の3）

第6章 参考資料

第1章 総則

第1節 目的

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をしようとする者は、あらかじめ原子力規制委員会の許可を受けなければならない。また、法第10条第2項の規定に基づき、法第3条第2項第2号から第7号までに掲げる事項の変更(法第10条第6項の規定に該当するものを除く。)をしようとする許可使用者は、同様にあらかじめ原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

上記の使用又は変更の許可の申請(以下「許可申請」という。)において、原子力規制委員会は法第6条各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないとしており、同条第1号から第3号までの原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、それぞれ放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。)第14条の7、第14条の9及び第14条の11に規定されている。

本ガイドは、許可申請に際し、審査官が法第6条各号に適合していることを審査する際の確認の視点を取りまとめたものである。

本ガイドは、技術的知見及び審査経験等に応じて、定期的に検討し適宜見直すこととする。

第2節 適用範囲

本ガイドは、許可申請の審査において、法第6条に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準等(以下「技術上の基準等」という。)に適合していることを確認する際に適用する。

第3節 関連法規等【注：本節に掲げるものは、本ガイドの作成過程の中で、今後改めて整理する。】

本ガイドは、以下を参考としている。

- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (2) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)
- (3) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則
- (4) 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置として指定する件(昭和39年科学技術庁告示第4号)
- (5) 使用の場所の一時的変更の届出に係る使用の目的を指定する件(平成3年科学技術庁告示第9号)

- (6) 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）
- (7) 表示付認証機器とみなされる表示付放射性同位元素装備機器の認証条件を定める告示（平成17年文部科学省告示第75号）
- (8) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第1条第5号の医療機器を指定する件（平成17年文部科学省告示第76号）
- (9) 変更の許可を要しない軽微な変更を定める件（平成17年文部科学省告示第81号）
- (10) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第12条第1項第3号の放射性同位元素装備機器を指定する件（平成17年文部科学省告示第93号）
- (11) 設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（平成17年文部科学省告示第94号）
- (12) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第1条第4号の薬物を指定する件（平成17年文部科学省告示第140号）
- (13) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (14) 医療法（昭和23年法律第205号）
- (15) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）
- (16) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (17) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (18) 核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和32年政令第325号）

第4節 用語の定義【注：本節に掲げるものは、本ガイドの作成過程の中で、現在本文中に記載のものと併せて今後改めて整理するものとする。】

本ガイドにおける用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) ○○
○○とは、・・・

第2章 使用施設の基準（規則第14条の7）

本章は、使用施設に対する技術上の基準に係る規制の要求事項及び審査における確認の視点を取りまとめたものである。

第1節 使用施設の位置（規則第14条の7第1項第1号）

（略）

第2節 使用施設の構造（規則第14条の7第1項第2号）

（略）

第3節 使用施設の遮蔽（規則第14条の7第1項第3号）

【規制における要求事項】

1. 使用施設内の人が常時立ち入る場所における線量限度（規則第14条の7第1項第3号イ）

（1）規則は、使用施設には、使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量について、実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを要求している。これは、使用施設に立ち入る者が、線量限度を超えて被ばくすることがないように必要な設備を使用施設に設けることを求めるものである。

① 上記の線量限度は、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（以下「数量告示」という。）第10条第1項に規定する線量限度であり、1990年に国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）により勧告された職業被ばくに適用される実効線量限度の付加条件である1年につき50ミリシーベルトを1週間で割り振り、基準としたものである。

② 「使用施設」とは、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用をするために設置する室及び設備等（それらに係る管理区域を含む。）から構成される施設である。室及び設備等は、以下のようなものが該当し得る。

イ 放射性同位元素及び放射線発生装置の使用の場所

ロ 作業室

ハ 放射化物保管設備

ニ 汚染検査室

ホ 放射性同位元素及び放射線発生装置を遠隔操作する場合の操作室その他の放射性同位元素及び放射線発生装置の使用をするために必要な設備等

③ 「使用施設内の人が常時立ち入る場所」とは、使用施設内に立ち入

る者が通常立ち入る場所であって、具体的な例としては、以下のよ
うな場所が該当し得る。

- イ 密封されていない放射性同位元素の使用をする作業室、密封さ
れた放射性同位元素や放射線発生装置の使用の場所
- ロ 放射性同位元素及び放射線発生装置を遠隔で使用する際の操作
室、制御室、詰所等

2. 工場又は事業所の境界における線量限度（規則第14条の7第1項第3 号ロ）

(1) 規則は、工場又は事業所の境界（工場又は事業所の境界に隣接する区
域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、工場又
は事業所及び当該区域から成る区域の境界）における線量について、
実効線量が3月間につき250マイクロシーベルト以下とするため
に必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを要求している。これは、
一般公衆が線量限度を超えて被ばくすることがないように必要な設
備を使用施設に設けることを求めるものである。

- ① 「工場又は事業所の境界」とは、放射性同位元素等の規制に関する
法律施行令（以下「令」という。）第3条第2項で許可申請の単位と
している工場又は事業所とそれ以外の場所を隔てる境界のことであ
る。工場又は事業所の範囲は、工場又は事業所の長の権限が及ぶ範
囲であって、安全管理上の職務遂行が可能な範囲であり、かつ、地
理的に連続した敷地の範囲をいう。ただし、工場又は事業所に公道
等が存在し、地理的に連続していない場合にあっても、その管理の
状況等により、同一の工場又は事業所となり得る。
- ② 「隣接する区域」とは、工場又は事業所の内側又は外側に隣接する
区域である。
- ③ 「人がみだりに立ち入らないような措置」とは、申請者が、一般公
衆が工場又は事業所及び工場又は事業所の境界に隣接する区域に立
ち入ることのないように講じる措置のことである。具体的な例とし
ては、一般公衆がその区域に立ち入ることのないように柵等の施設
を設けることなどが該当し得る。
- ④ 上記(1)における線量限度は、数量告示第10条第2項第1号に
規定する線量限度であり、1990年にICRPにより勧告された
公衆被ばくに適用される実効線量限度である1年につき1ミリシー
ベルトを3月間で割り振り、基準としたものである。

3. 工場又は事業所内の人が居住する区域に係る線量限度（規則第14条の7第1項第3号口）

(1) 規則は、工場又は事業所内の人が居住する区域（病院又は診療所の病室等を除く。）における線量について、実効線量が3月間につき250マイクロシーベルト以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを要求している。これは、工場又は事業所内に居住する一般公衆が、線量限度を超えて被ばくすることがないように必要な設備を使用施設に設けることを求めるものである。

① 「工場又は事業所内の人が居住する区域（病院又は診療所の病室等を除く。）」とは、工場又は事業所内にあって一般公衆が居住する区域であり、具体的な例としては、工場又は事業所内に設置された宿舍や寮などが該当し得る。

② 「病院又は診療所の病室等」とは、病院若しくは診療所（介護保険法第8条第28項の介護老人保健施設を除く。）の病室又は同条第29項の介護医療院の療養室をいう（数量告示第10条第2項第2号）。

(2) また、規則は、工場又は事業所内の病院又は診療所の病室等における線量について、実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルト以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを要求している。これは、病室等に存する一般公衆が、線量限度を超えて被ばくすることがないように必要な設備を使用施設に設けることを求めるものである。

① 病院又は診療所の病室等における線量限度は、1990年のICRP勧告を取り入れる際に、一般公衆の特殊な状況下における線量限度である1年につき5ミリシーベルトを3月間で割り振り、基準としたものである。

4. 管理区域にかかる線量
第5章を参照

【確認の視点】

申請書においては、規則第2条第1項の規定に基づく別記様式第1中別紙様式イからハマまでの使用施設の位置、構造及び設備に係る「遮蔽壁その他の遮蔽物」の記載事項及び同条第2項第6号に規定する書面により、規則第14条の7第1項第3号の基準に適合していることを下記1.から4.に示す視点を踏まえ、確認する。

1. 放射線源の設定について、以下の事項が示されていること。
- (1) 放射性同位元素の種類（以下「核種」という。）及び数量を基に放射線源を適切に設定していること。

① 密封されていない放射性同位元素

イ 放射線源は、1日最大使用数量、3月間使用数量又は年間使用数量を踏まえ、1週間及び3月間の線量評価が最大となるように核種及び数量を設定していること。

ロ 使用の方法において条件※を設定している場合は、当該条件を踏まえ1週間及び3月間の線量評価が最大となるように核種及び数量を設定していること。

※ 上記の「使用の方法における条件」とは、申請書において使用の方法として示す具体的な使用の条件であり、具体的な例としては、核種をいくつかのグループに分類し、グループごとに数量を設定することや、使用の場所を限定することなどが該当し得る。

ハ 放射線源の場所は、実験台の机上やフード等作業室内で通常使用する場所等、申請者による核種及び数量並びに使用の目的及び方法等の取扱状況に照らして適切に設定していること。

ニ 放射線源として評価を行う核種の数量は、その減衰を考慮せずに設定していること。ただし、炭素11、窒素13、酸素15及びフッ素18（以下「PET4核種」という。）の評価に係る数量について、減衰を考慮して核種の数量を設定する場合は、使用時間等を踏まえて減衰率を適切に設定していること。

ホ 人が常時立ち入る場所の空気中の放射性同位元素の濃度の評価は、1日最大使用数量、1週間当たりの使用日数及び使用核種が作業室の空気中に移行する比率（以下「飛散率」という。）を基に放射性同位元素の数量を設定していること。飛散率は、放射性同位元素の取扱状況等を考慮して設定するものであり、使用核種の化学形及びその物質の物性等に関し明確な根拠に基づいた値を用いること。

なお、使用核種の化学形及びその物質の物性等に関し明確な根拠を有していない場合は、下表に掲げる値を用い得る。

表 人が常時立ち入る場所における飛散率

	気体	液体・固体
フード内でのみ 取り扱うとき	10^{-1}	10^{-3}

上記以外のとき	1	10^{-2}
---------	---	-----------

② 密封された放射性同位元素

イ 許可を受けようとする核種並びに数量及び個数を基に放射線源を設定していること。

ロ 使用の方法において条件※を設定している場合は、当該条件を踏まえ1週間及び3月間の評価線量が最大となるように核種並びに数量及び個数を設定していること。

※ 上記の「使用の方法における条件」とは、申請書において使用の方法として示す具体的な使用の条件であり、具体的な例としては、同時に使用できる核種並びに数量及び個数を限定することや、その組合せを設定することなどが該当し得る。

ハ 放射線源の場所は、放射性同位元素を装備した機器の位置や実験台の机上等使用の場所において通常使用する場所等、申請者による核種及び数量並びに使用の目的及び方法等の取扱状況に照らして適切に設定していること。

(2) 放射線発生装置

加速された荷電粒子が、他の物質と衝突したり、進行方向が変化するなどして、そのエネルギーを失う箇所（以下「エネルギー損失点」という。）を放射線源として、適切に設定していること。具体的な例としては、以下のような箇所がエネルギー損失点となり得る。

- ① 荷電粒子がターゲットに衝突して、そのエネルギーを失う点
- ② 意図的に荷電粒子を衝突させ、そのエネルギーを消失させる点（ビームダンプ）
- ③ 荷電粒子の進行方向が磁場等により変化する際にそのエネルギーを失う点

2. 実効線量の評価点について、以下の事項が示されていること

- (1) 下記(3)①から③までのそれぞれについて、全ての場所を漏れなく評価対象としていること。
- (2) 申請者が、評価対象となる場所のうち、一部の評価点を代表点とする場合には、放射線源までの距離、遮蔽等を考慮し、最も実効線量が大きくなるおそれのある点を代表点として設定していること。
- (3) 実効線量の評価点の設定について
 - ① 使用施設内の人が常時立ち入る場所
 - イ 密封されていない放射性同位元素
 - a. 人が常時立ち入る場所となり得る放射性同位元素を使用する

作業室の評価を行う場合、作業室内の評価点は、使用に係る取扱状況、実験機、フード等の設置位置を考慮して設定していること。

- b. 放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者（以下「従事者等」という。）と放射線源までの距離は、作業姿勢にある人の腕の長さ（一般的な場合、おおむね0.5m）を考慮して設定していること。また、かん子等の補助器具の使用状況を評価に反映しようとする場合は、その距離を適切に設定していること。

ロ 密封された放射性同位元素

- a. 人が常時立ち入る場所となり得る放射性同位元素の使用の場所の評価を行う場合、その評価点は、使用に係る取扱状況、実験機、放射性同位元素装備機器等の設置位置を考慮して設定していること。
- b. 従事者等と放射線源までの距離は、作業姿勢にある人の腕の長さ（一般的な場合、おおむね0.5m）を考慮して設定していること。また、かん子等の補助器具を使用する場合や、機器の内部に放射線源がある場合であって、その状況を評価に反映しようとするときは、その距離を適切に設定していること。

ハ 放射線発生装置

- a. 人が常時立ち入る場所となり得る操作室において評価を行う場合、その具体的な評価点の位置は、操作卓の設置位置等を考慮して設定していること。
- b. 従事者等と放射線源までの距離は、図面等と照らして適切に設定していること。

② 工場又は事業所の境界

放射線源に対する方向、距離、遮蔽体等を考慮して、適切に評価点を設定していること。

③ 工場又は事業所内の人が居住する区域（病院又は診療所の病室等を含む。）

同区域が存在する場合は、放射線源に対する方向、距離、遮蔽体等を考慮して、適切に評価点を設定していること。

3. 遮蔽壁その他の遮蔽物を設ける場合は、以下の事項が示されていること

- (1) 遮蔽壁その他の遮蔽物は、線量限度以下とするために必要な遮蔽能力

を有する構造及び材料であること。

- (2) 評価点と放射線源の間にある遮蔽壁その他の遮蔽物の実効線量の評価における遮蔽能力は、その構造及び材料の緒元等より適切に設定していること。
- (3) 実効線量の評価に用いる遮蔽壁その他の遮蔽物の材質に係る密度及び透過率等の定数は、信頼性のある値を用いていること。
- (4) 上記(1)から(3)に係る遮蔽壁その他の遮蔽物の緒元等が、図面等に示されたものと符合していること。

4. 評価時間について、以下の事項が示されていること

- (1) 使用施設内の人が常時立ち入る場所
 - ① 年間の実労働時間である2,000時間を考慮した1週間につき40時間を目安にして適切に設定していること。
 - ② 使用の方法において、最大使用時間を設定している場合は、使用の状況に応じて適切に設定していること。
 - ③ 放射線発生装置の使用において、最大使用線量を使用の方法として設定する場合は、最大使用線量が使用時間と発生する放射線の線量率との積となることから、評価時間に代えて最大使用線量を考慮して評価線量を設定していること。
- (2) 工場又は事業所の境界及び工場又は事業所内の人が居住する区域(以下「事業所境界等」という。)
 - ① 放射線源が使用施設に連続して存在することを考慮した3月間につき2,184時間や年間の実労働時間である2,000時間を考慮した3月間につき500時間を目安として適切に設定していること。
 - ② 使用の方法において、最大使用時間を設定している場合は、使用の状況に応じて適切に設定していること。

5. 線量の評価について、以下の事項が示されていること

- (1) 実効線量の算定は、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除外していること(数量告示第24条)。
- (2) 線量限度の評価は、実効線量に対して行われていること。なお、1センチメートル線量当量等の評価から実効線量を評価する場合は、当該評価が実効線量の評価を下回らないものであることが示されていること。

- (3) 迷路構造を有する使用施設であって、放射線源からの直接線のみならず散乱線の考慮が必要な場合は、散乱線についても適切に評価していること。
- (4) 密封されていない放射性同位元素のうち、工場又は事業所における数量が、下限数量の100分の1未満である核種について、線量評価を省略する場合は、その旨が示されていること*。
- ※ 上記は、使用数量が下限数量に対して僅少である核種について、線量評価を行うことを必ずしも要さない旨を示すものであって、当該核種は、使用核種として、許可申請が必要であることに留意する。
- (5) 放射線源から放出される放射線の評価
- ① ガンマ線放出核種については、放出するガンマ線の放出率及びエネルギーを考慮し、適切に実効線量を評価していること。
 - ② ベータ線放出核種については、放出するベータ線の放出率及びエネルギーを考慮し、適切に実効線量を評価していること。また、ベータ線の飛程より厚い物質によって遮蔽されている場合は、制動放射線に対する実効線量を適切に評価していること。
 - ③ アルファ線放出核種については、アルファ線の物質に対する透過能力を考慮して、適切に実効線量を評価していること。
 - ④ 中性子線について、その特性を考慮して、適切に実効線量を評価していること。
 - ⑤ その他の放射線（重陽子線、陽子線、その他の重荷電粒子線、特性エックス線、1メガ電子ボルト以上の電子線及びエックス線）について、適切に実効線量を評価していること。
 - ⑥ ベータ崩壊やアルファ崩壊に伴ってガンマ線を放出する場合等、複数の種類の放射線を放出する核種については、その壊変形式を考慮して適切に評価していること。
 - ⑦ 上記（1）において、評価に含めることとしている1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線についても、適切に実効線量を評価していること。
- (6) 各場所における線量限度
- ① 使用施設内の人が常時立ち入る場所
 - イ 上記1. から4. までを踏まえ、実効線量が1週間につき1ミリシーベルトを超えていないこと。
 - ロ 外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1を超えていないことを適

切な方法で評価していること（数量告示第25条第1項）。また、使用核種の化学形等を定めない又は化学形等が不明な場合は、空気中の放射性同位元素濃度の計算結果に対し数量告示別表第一中の最も厳しい値となる当該核種の化学形等の濃度限度を適用して評価していること。

② 工場又は事業所の境界

イ 上記1. から4. までを踏まえ、実効線量が、3月間につき250マイクロシーベルトを超えていないこと。

ロ 工場又は事業所の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講じた場合には、当該措置を講じた区域の境界において、実効線量が3月間につき250マイクロシーベルトを超えていないことを適切な方法で評価していること。

ハ 非破壊検査等を行う使用施設であって、天井側の遮蔽効果が期待できないものについては、スカイシャイン[※]の評価を行っていること。

※ スカイシャインとは、地上の放射線源からの放射線が空气中で散乱し、地上に戻ってくる現象をいう。

③ 工場又は事業所内の人が居住する区域

イ 上記1. から4. までを踏まえ、工場又は事業所内の人が居住する区域（病院又は診療所の病室等を除く。）の実効線量が、3月間につき250マイクロシーベルトを超えていないこと。

ロ 上記1. から4. までを踏まえ、病院又は診療所の病室等の実効線量が、3月間につき1.3ミリシーベルトを超えていないこと。

④ 上記②及び③においては、同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が1を超えていないことを適切な方法で評価していること（数量告示第25条第2項）。

許可届出使用者等に対する立入検査ガイド 【公開の意見聴取（第1回）用資料案】

目次

第1章 総則

第1節 目的

第2節 適用範囲

第3節 関係法規等

第4節 用語の定義

第2章 手続関係

第1節 許可使用者関係

第2節 届出使用者関係

第3節 届出販売業者及び届出貨貸業者関係

第4節 許可廃棄業者関係

第3章 施設基準維持義務遵守状況関係

第1節 使用施設の基準関係

第2節 貯蔵施設の基準関係

第3節 廃棄施設の基準関係

第4節 廃棄物詰替施設及び廃棄物貯蔵施設の基準関係

第4章 行為基準遵守状況関係

第1節 使用の基準関係

第2節 保管の基準関係

第3節 運搬の基準関係

第4節 廃棄の基準関係

第5章 放射線障害予防規程に定めることが義務付けられている事項

第1節 総論

第2節 放射線取扱主任者等関係

第3節 放射線施設の維持及び管理並びに点検

第4節 放射性同位元素等の取扱関係

第5節 測定

第6節 教育訓練

第7節 健康診断

第 8 節 保健上の措置関係

第 9 節 記帳

第 10 節 地震、火災その他の災害時の措置関係

第 11 節 危険時の措置関係

第 12 節 情報提供関係

第 13 節 業務の改善関係

第 14 節 放射線管理の状況報告関係

第 6 章 廃止等に伴う義務

第 1 節 廃止措置計画関係

第 2 節 廃止中に講ずべき措置関係

第1章 総則

第1節 目的

立入検査は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第43条の2第1項の規定に基づき、法の施行に必要な限度で、放射線検査官が許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）の事務所又は工場若しくは事業所（以下「事業所等」という。）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を取去することにより行うものである。

原子力規制委員会の行う立入検査は、放射線検査官が許可届出使用者等の事業所等に立ち入り、法及び同法に基づく命令（以下「法令」という。）に定める規制事項について、その遵守状況を確認することをその主たる目的としており、本ガイドは、放射線検査官が、それを確認するために活用することを目的として、主な規制事項について、立入検査の目的、対象、手法その他検査を行う際の視点等を取りまとめたものであるが、本ガイドに特に記載のない事項についても、法の施行に必要な限度において、立入検査を実施することができる。

また、本ガイドに記載のある事項について立入検査を行う場合においても、必ずしも、本ガイドに記載された事項のすべてを立入検査の対象としなければならないものではなく、必要に応じ、本ガイドに記載された検査対象事項の一部についてのみ立入検査を実施することもあり得る。

本ガイドは、技術的知見、検査経験等に応じて、定期的に検討し適宜見直すこととする。

第2節 適用範囲

本ガイドは、法第43条の2第1項の規定に基づく立入検査を行う際に適用される。

第3節 関連法規等【注：本節に掲げるものは、本ガイドの作成過程の中で、今後改めて整理する。】

本ガイドは、以下を参考としている。

- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- (2) 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）

- (3) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)
- (4) 核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令(昭和32年政令第325号)
- (5) 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成17年政令第8号)
- (6) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)
- (7) 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成24年原子力規制委員会規則第3号)
- (8) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示(平成30年原子力規制委員会告示第2号)
- (9) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成24年原子力規制委員会告示第1号)
- (10) 放射線取扱主任者に係る講習の時間数等を定める告示(平成17年文部科学省告示第95号)
- (11) 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年科学技術庁告示第5号)
- (12) 放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示(平成3年科学技術庁告示第10号)
- (13) 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第7号)
- (14) 放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(昭和56年科学技術庁告示第10号)
- (15) 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する規則第二条の規定に基づく指定記録保存機関の指定(平成22年文部科学省告示第54号)
- (16) 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド(原規放発第17121320号(平成29年12月13日原子力規制委員会決定))
- (17) 放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第28条の3の規定

による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈(原規放発第17121315号(平成29年12月13日原子力規制委員会決定))

(18) 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領(原規放発第1307031号(平成25年7月3日原子力規制委員会決定))

(19) . . .

第4節 用語の定義【注：本節に掲げるものは、本ガイドの作成過程の中で、現在本文中に記載のものと併せて今後改めて整理するものとする。】

本ガイドにおける用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) ○○

○○とは、. . .。

第2章から第4章まで（略）

第5章 放射線障害予防規程に定めることが義務付けられている事項

第1節から第5節まで（略）

第6節 教育訓練（法第22条関係）

1. 法第22条（教育訓練）関係

（1）法第22条の目的

法第22条は、許可届出使用者及び許可廃棄業者が下記①、②の目的を達成するために、法第22条の定める各施設に立ち入る者に対し、必要な教育及び訓練を施すことを求めており、その具体的内容を放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第21条の2第1項第2号～第5号、同条第2項及び第3項に定めている。

- ① 放射線障害予防規程の周知その他を図ること
- ② 放射線障害を防止すること

（2）法第22条に基づく教育及び訓練を実施すべき者

許可届出使用者及び許可廃棄業者（以下この節において「使用者等」という。）である。

2. 規則第21条の2第1項第1号（教育及び訓練を受ける対象者）関係

（1）第1号に係る立入検査対象事項

- ① 第1号に係る立入検査の対象事項は、下記イ又はロのいずれかに該当する者であるにもかかわらず、教育及び訓練を受ける対象から外れている者がいないことを確認することにある。

イ 管理区域に立ち入る者〔規則第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域（以下「みなし非管理区域」という。）に立ち入る者を含む。〕

ロ 取扱等業務に従事する者

- ② 具体的には、上記①イ、ロに該当する者は、さらに下記イ～ハの3つの類型に分類される。第1号に関する立入検査においては、教育及び訓練を受けなければならない者が、以下のいずれの分類に該当するのかを確認する。

イ 放射線業務従事者（下記（2）①参照）

ロ 取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者（下記（2）②参照）

ハ 取扱等業務に従事せず、管理区域又はみなし非管理区域に立ち入る者（下記（２）③参照）

【第 1 号に係る検査対象事項に関する留意事項】

- 外部から研究者や作業員等を受け入れている使用者等について
使用者等が、例えば、研究者や作業員等を第 1 号に該当する者として外部から受け入れている場合にあつては、これらの者を受け入れた使用者等が、これらの者に対する教育及び訓練を施す義務を負う。

なお、これらの者が十分な知識及び技能を有するものと認められる場合には、受入れをする使用者等は、これらの者に対する教育及び訓練の実施の全部又は一部を省略できる。省略の可否の判断及び省略の程度の適否も立入検査における検査事項となるが、この点は、第 1 号ではなく、規則第 2 1 条の 2 第 2 項に係る立入検査の対象とする（下記 7. 参照）。

- 上記（１）②イ～ハに該当する者に対する教育及び訓練の実施時期、項目・事項及び時間数について
これらの事項についても、第 1 号ではなく、規則第 2 1 条の 2 第 1 項第 2 号～第 5 号及び第 3 項の個別の規定に係る立入検査の対象とする（以下 3. ～ 6. 及び 8. 参照）。

【用語の定義等】（以下 3. から 8. まで同様の定義等とする。）

- 管理区域（規則第 1 条第 1 号）
放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（以下「数量告示」という。）第 4 条各号に規定する管理区域に係る線量等を超えるおそれのある場所であつて、放射線業務従事者以外の者の無用な被ばくを防止するとともに、放射線業務従事者の被ばく管理を適切に行うため、他の区域から物理的に隔てた区域をいう。
- みなし非管理区域（規則第 2 2 条の 3 第 1 項）
工事、改造、修理又は点検等のために放射線発生装置の運転を 7 日間以上停止する場合に、当該放射線発生装置に係る管理区域の全部又は一部について、数量告示第 4 条各号に規定する管理区域に係る線量等を超えるおそれのないことの確認により、管理区域でないものとみなされる区域をいう。
- 取扱等業務（規則第 1 条第 8 号）
放射性同位元素若しくは放射性汚染物又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務をいう。例えば、放射性同

位元素の使用、保管、運搬又は廃棄のほか、放射線発生装置の使用、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の点検、修理、管理等の業務をいう。

○ 放射線業務従事者（規則第1条第8号）

取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。

(2) 検査手法

検査手法としては、規則第24条第1項第1号タの規定に基づき記帳された教育及び訓練に係る記録（以下単に「教育及び訓練に係る記録」という。）の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。

下記の①～③に記載した者に該当するか否かを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

① 放射線業務従事者（規則第21条の2第1項第2号）

下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名、下記ロに記載された人数及び下記ハに記載された氏名の確認を行うほか、必要に応じ、下記ニ及びホの資料に記載された氏名並びに関係者への聴取内容の確認も行うことにより、上記①に該当する者であるかどうかを確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 放射線管理状況報告書（規則第39条第2項）

ハ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の使用、保管、運搬又は廃棄に係る記録（規則第24条第1項第1号ヘ、リ、ヌ及びワ並びに3号ホ及びヘ）

ニ 放射線業務従事者の名簿

ホ 管理区域内の放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の点検・修理に係る記録

② 取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者（規則第21条の2第1項第3号）

下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名及び下記ロに記載された氏名の確認を行うほか、必要に応じ、ハに記載された氏名及び人数並びに関係者への聴取内容の確認も行うことにより、上記②に該当する者であるかどうかを確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の使用、保管、運搬又は廃棄に係る記録（規則第24条第1項第1号へ、リ、又及びワ並びに第3号ホ及びへ）

ハ 取扱等業務に従事する者の名簿

③ 取扱等業務に従事せず、管理区域又はみなし非管理区域に立ち入る者（規則第21条の2第1項第5号）

下記の1)の者については、下記イに記載された氏名のほか、必要に応じ、下記ロに記録された氏名・人数を、下記2)の者については、下記イ及びロに記載された氏名・人数を、それぞれについて、必要に応じ、関係者への聴取内容の確認も行うことにより、上記③に該当する者であるかどうかを確認する。

1) 取扱等業務に従事せず、管理区域に立ち入る者

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 管理区域への立入りに係る記録

2) 取扱等業務に従事せず、みなし非管理区域に立ち入る者

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 規則第24条第1項第1号レの規定に基づき記帳されたみなし非管理区域への立入りに係る記録

(3) 検査を行う際の視点等

① 管理区域の確認

規則別表第1に定めるところにより使用施設等の出入口又はその付近に付される標識を確認するほか、放射性同位元素等の許可申請書又は使用届出に添えられる各施設の管理区域を示した平面図により確認する。

② みなし非管理区域の確認

放射線発生装置の使用許可申請書に添えられたみなし非管理区域を設定し得る区域を包含した管理区域の範囲を示した平面図のほか、実際にみなし非管理区域を設定する際の要件となる数量告示第4条各号の定める外部放射線量等を超えるおそれのないことを確認した方法（規則第24条第1項第1号レに基づく記帳の対象である。）を確認する。

③ 聴取を行う関係者

教育及び訓練を施した者や教育及び訓練を受けた者、放射線取扱主任者及び事業所等の長のほか、放射線障害予防規程に記載された教育及び訓練に関する責任者も聴取の対象者とし得る。（以下3. から8. まで同様の視点とする。）

3. 規則第21条の2第1項第2号(放射線業務従事者に対する教育及び訓練の実施時期) 関係

(1) 第2号に係る立入検査対象事項

- ① 第2号に係る立入検査の対象事項は、放射線業務従事者に対する教育及び訓練が適切な時期に実施されていることである。
- ② 具体的には、放射線業務従事者に対する教育及び訓練が、下記イ及びロの時期において適切に実施されていることを確認することである。

イ 初めて管理区域に立ち入る前

ロ 管理区域に立ち入った後にあつては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内

【第2号に係る検査対象事項に関する留意事項】

- 規則第21条の2第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、当該省略の適否を確認するため、第2号に係る検査に優先して、第2項の検査に係る立入検査対象事項(下記7.(1)参照)を検査するものとする。

(2) 検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の各時期において、適切に放射線業務従事者に対する教育及び訓練が施されたかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に教育及び訓練を受けていること(上記(1)②イ)

下記イに記載された教育及び訓練を受けた放射線業務従事者の氏名及びその実施年月日の記録のほか、必要に応じ、下記ロに記載された当該放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入った年月日の記録及び関係者に対する聴取の内容により、上記(1)②イの事実を確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 放射線業務従事者の管理区域への立入記録

- ② 放射線業務従事者が、管理区域に立ち入った後、前回の教育及び訓練を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に教育及び訓練を受けていること(上記(1)②ロ)

上記①の検査手法に準じて上記(1)②ロの事実を確認する。

4. 規則第21条の2第1項第3号（取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練の実施時期）関係

（1）第3号に係る立入検査対象事項

- ① 第3号に係る立入検査の対象事項は、取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練が適切な時期に実施されていることである。
- ② 具体的には、取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練が、下記イ又はロの時期において実施されていることを確認する。

イ 取扱等業務を開始する前

ロ 取扱等業務を開始した後であっては前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内

【第3号に係る検査対象事項に関する留意事項】

- 規則第21条の2第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、当該省略の適否を確認するため、第3号に係る検査に優先して、第2項の検査に係る立入検査対象事項（下記7.（1）参照）を検査するものとする。

（2）検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の各時期において、適切に取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練が施されたかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者が取扱等業務を開始する前に教育及び訓練を受けていること（上記（1）②イ）

下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名及びその実施年月日の記録のほか、必要に応じ、下記ロに記載された取扱等業務を開始した年月日の記録及び関係者に対する聴取の内容により、上記（1）②イの事実を確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 取扱等業務に従事する者の氏名及び業務開始年月日の記録

- ② 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者が、取扱等業務開始後、前回の教育及び訓練を受けた日の属する年度の

翌年度の開始の日から1年以内に教育及び訓練を受けていること
(上記(1)②ロ)

上記①の検査手法に準じて上記(1)②ロの事実を確認する。

5. 規則第21条の2第1項第4号(取扱等業務に従事する者に対する教育及び訓練の項目)関係

(1) 第4号に係る立入検査対象事項

① 第4号に係る立入検査の対象事項は、取扱等業務に従事する者に対する教育及び訓練が、規則第21条の2第1項第4号が定める所定の項目について適切に実施されていることであり、具体的には、下記②及び③について確認する。

② 所定の項目について教育及び訓練が実施されていること

下記イ～ハまでの項目について教育及び訓練が適切に行われていることを確認する。

イ 放射線の人体に与える影響

ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い

ハ 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程

③ 実施した教育及び訓練の各項目の内容が、取扱等業務に従事する者の業務実態に応じたものとなっていること

【第4号に係る検査対象事項に関する留意事項】

○ 規則第21条の2第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、当該省略の適否を確認するため、第4号に係る検査に優先して、第2項の検査に係る立入検査対象事項(下記7.(1)参照)を検査するものとする。

(2) 検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の事実を確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

① 所定の項目について教育及び訓練が実施されていること(上記(1)

②)

下記イに記載された取扱等業務に従事する者に対して施した教育及び訓練の項目を確認するほか、必要に応じ、下記ロの教育及び訓練の項目の決定に係る手続とその考え方、下記ハの資料の内容の調査並びに関係者への聴取を組み合わせることにより、上記(1)②の事実を確認する。

- イ 「教育及び訓練に係る記録」
 - ロ 放射線障害予防規程に定められた教育及び訓練の項目に関する記載事項
 - ハ 教育及び訓練に用いた資料
- ② 実施した教育及び訓練の各項目の内容が、取扱等業務に従事する者の業務実態に応じたものとなっていること（上記（１）③）
- 必要に応じ、下記イの教育及び訓練の項目の決定に関する使用者等の考え方及び教育及び訓練に現に用いられた下記ロの内容並びに関係者への聴取を組み合わせるにより、上記（１）③の事実を確認する。
- イ 放射線障害予防規程に定められた教育及び訓練の項目に関する記載事項
 - ロ 教育及び訓練に用いた資料

6. 規則第21条の2第1項第5号（取扱等業務に従事せず、管理区域又はみなし非管理区域に立ち入る者に対する教育及び訓練の事項）関係

（１）第5号に係る立入検査対象事項

- ① 第5号に係る立入検査の対象事項は、取扱等業務に従事せず、管理区域又はみなし非管理区域に立ち入る者（以下6.において「第5号に該当する者」という。）に対しても、放射線障害の発生の防止のために必要な事項について、教育及び訓練が施されていることを確認することであり、具体的には下記②及び③について確認する。
- ② 使用者等において、第5号に該当する者を正しく把握し、教育及び訓練を実施していること。
- ③ 第5号に該当する者の実態に応じ、放射線障害の発生の防止に必要な事項が教育及び訓練の事項として含まれていること。

【第5号に係る検査対象事項に関する留意事項】

- 規則第21条の2第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、当該省略の適否を確認するため、第5号に係る検査に優先して、第2項の検査に係る立入検査対象事項（下記7.（１）参照）を検査するものとする。

（２）検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の事実を確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 第5号に該当する者を正しく把握し、教育及び訓練を実施していること（上記（1）②）

検査手法としては、下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名及び下記ロに記載されたみなし非管理区域に立ち入った者の氏名のほか、必要に応じ、下記ハ～ホの資料の内容の調査と関係者への聴取を組合わせて行うことにより、上記（1）②の事実を確認することを基本とする。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 規則第24条第1項第1号レの規定に基づき記帳されたみなし非管理区域への立入りに係る記録

ハ 管理区域に立ち入った者として記録された氏名

ニ 放射線障害予防規程に定められた第5号に該当する者に対して行う教育及び訓練の事項及び実施方法に関する記載事項

ホ 教育及び訓練に用いた資料

- ② 第5号に該当する者の実態に応じ、放射線障害の発生の防止に必要な事項が教育及び訓練の事項として含まれていること（上記（1）③）

必要に応じ、下記イの教育及び訓練の事項の決定に関する使用者等の考え方及び教育及び訓練に現に用いられた下記ロの内容並びに関係者への聴取を組み合わせるにより、上記（1）③の事実を確認することを基本とする。

イ 放射線障害予防規程に定められた第5号に該当する者に対して行う教育及び訓練の事項及び実施方法に関する記載事項

ロ 教育及び訓練に用いた資料

（3）検査を行う際の視点等

- ① 第5号に該当する者について

第5号に該当する者については、多種多様な者が含まれることについて留意しなければならないが、例えば下記のような者が、これに該当し得る。

イ 治療目的で管理区域に立ち入る患者

ロ 放射性同位元素の取扱行為は行うが、その行為の反復継続性（業務該当性）を欠くため、取扱等業務に従事する者に当たらない者

ハ 専ら施設見学の目的で法第22条の定める各施設に立ち入る者

- ② 第5号に基づき行う教育及び訓練の事項について

第5号に該当する者は、いずれも取扱等業務に従事する者ではなく、一般的には、放射線障害の発生のおそれは比較的小さい。また、

その行為態様に伴う放射線障害発生のおそれの程度も同一ではないため、規則上は、第5号に該当する者に対して使用者等が実施すべき教育及び訓練の事項について、特にこれを指定する定めは置いておらず、省略が可能な場合もあり得る（省略については、下記7.参照）。

以上の点を踏まえ、第5号に該当する者の個別の実態に応じ、その者について、放射線障害の発生を防止するという目的が合理的に達成できる程度の教育及び訓練の事項とその実施が確保されていることを確認することが必要であり、またそれで足りる。

7. 規則第21条の2第2項（教育及び訓練の省略）関係

（1）第2項に係る立入検査対象事項

① 第2項に係る立入検査の対象事項は、教育及び訓練の全部又は一部の省略が、十分な知識及び技能を有している者に限って行われ、その省略の程度も適切であることを確認することにある。

② 具体的には、教育及び訓練の全部又は一部の省略を受けた者が存在する場合、下記のイ及びロについて確認する。

イ 教育及び訓練の省略が、放射線障害予防規程及び放射線障害予防に関する十分な知識及び技能を有していると認められる者に対して行われていること

ロ 教育及び訓練の全部又は一部の省略の程度が、省略を受けた者が有している知識及び技能に応じたものになっていること

【第2項に係る検査対象事項に関する留意事項】

○ 第2項に基づく教育及び訓練の省略が行われている者については、第1項第2号～第5号に係る検査を行う前に、第2項に係る立入検査の対象事項を検査し、省略の適否を確認するものとする。

○ 教育及び訓練の全部又は一部の省略の対象者となり得るのは、規則第21条の2第1項の規定により教育及び訓練を受けるべき者全てである。したがって、取扱等業務に従事する者と同業務に従事しない者のいずれにも省略があり得る点に留意する必要がある。

（2）検査手法

検査手法としては、下記①に省略を受けた者の氏名及びその理由が記載されている場合は、当該記載内容の確認並びに下記②に記載された氏名を確認するほか、必要に応じ、下記③の教育及び訓練の省略の判断

基準、その判断手続及び判断に係る責任者、下記④～⑦の資料の内容の調査及び関係者への聴取を組み合わせることにより、上記(1)②の事実を確認することを基本とする。

- ① 「教育及び訓練に係る記録」
- ② 規則第24条第1項第1号シの規定に基づき記帳されたみなし非管理区域への立入りに係る記録
- ③ 放射線障害予防規程に定められた教育及び訓練の省略に関する記載事項
- ④ 放射線業務従事者の名簿及び業務内容
- ⑤ 取扱等業務に従事する者の名簿及び業務内容
- ⑥ 管理区域への立入った者の名簿
- ⑦ 教育及び訓練に用いた資料

(3) 検査を行う際の視点等

- ① 使用者等の行う教育及び訓練の全部又は一部の省略の方法について
省略の方法としては、例えば、使用者等において、教育及び訓練を受ける者の知識及び能力の程度に応じて複数の教育及び訓練の項目・事項を用意する方法や、外部の機関において実施された類似の内容の講習の受講や国家資格の取得又は保有の事実をもって、所定の項目・事項について教育及び訓練を受けたものと使用者等がみなすものとする方法など、使用者等により様々な方法があり得ることに留意する。
- ② 教育及び訓練の全部又は一部の省略に係る確認の視点
いずれの省略手法がとられている場合も、下記の事項が明確にされていることを確認することに検査の力点を置く。
 - イ 「十分な知識及び技能を有している」という省略のために必要な要件の充足を使用者等が判断する際に用いた判断基準
 - ロ 使用者等における省略可否の判断の手続
 - ハ 使用者等において行われた省略可否の判断の責任及び権限の所在

8. 規則第21条の2第3項（教育及び訓練の時間数）関係

(1) 第3項に係る立入検査対象事項

- ① 第3項に係る立入検査の対象事項は、
 - イ 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前
 - ロ 取扱等業務に従事し、管理区域に立ち入らない者が取扱等業務を開始する前

に受けるべき教育及び訓練の各項目に係る時間数が、第2項に基づく省略をしない限り、少なくとも、原子力規制委員会告示の定める時間数以上に実施されていることを確認することである。

- ② 具体的には、上記①イ又はロのいずれの者についても、下記イ～ハの項目ごとに、第2項に基づく省略をしない限り、少なくとも、下記的时间数以上の教育及び訓練が実施されていることを確認するとともに、これらの者の業務実態に照らし、下記の最低限の時間数では適切な教育及び訓練の実施ができないにもかかわらず、過少な時間数の設定が行われていないかを確認する。

イ 放射線の人体に与える影響 30分

ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い 1時間

ハ 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程 30分

【原子力規制委員会告示に定められた時間数について】

- 原子力規制委員会告示に定められた上記②イ～ハの各時間数は、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う施設が多岐にわたることを踏まえ、使用の目的及び方法が限定的な放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を1台しか使用していない許可届出使用者を念頭に置いた各項目の最低限の時間数である。

(2) 検査手法

検査手法としては、「教育及び訓練に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組合せによることを基本とする。下記①及び②の者について、(1)②の事実を確認するために執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務業務者

下記イに記載された教育及び訓練を受けた放射線業務従事者の氏名、その実施年月日及び各項目の時間数の記録のほか、必要に応じ、下記ロ初回の教育及び訓練の時間数の決定の手順に関する定め、下記ハに記載された当該放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入った年月日の記録及び下記二の内容の調査並びに関係者に対する聴取を組み合わせることにより、上記(1)②の事実を確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 放射線障害予防規程に定められた初回の教育及び訓練の時間数に関する記載事項

ハ 放射線業務従事者の管理区域への立入記録

ニ 教育及び訓練に用いた資料

② 取扱等業務を開始する前の取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者

下記イに記載された教育及び訓練を受けた者の氏名、その実施年月日及び各項目の時間数の記録のほか、必要に応じ、下記ロ初回の教育及び訓練の時間数の決定の手順に関する定め、下記ハに記載された取扱等業務を開始した年月日の記録及び下記二の内容の調査並びに関係者に対する聴取を組み合わせることにより、上記（１）②の事実を確認する。

イ 「教育及び訓練に係る記録」

ロ 放射線障害予防規程に定める初回の教育及び訓練の時間数に関する記載事項

ハ 取扱等業務に従事する者の氏名及び業務開始年月日の記録

ニ 教育及び訓練に用いた資料

第7節 健康診断（法第23条関係）

1. 法第23条（健康診断）関係

（1）法第23条の目的

法第23条は、許可届出使用者及び許可廃棄業者が下記①及び②を行うことを求めており、その具体的内容を、①については規則第22条第1項に、②については同条第2項にそれぞれ定めている。

- ① 法第23条の定める各施設に立ち入る者に対し、健康診断を受診させること
- ② 健康診断の結果について記録の作成、保存をすること等

（2）法第23条に基づく健康診断を実施すべき者

許可届出使用者及び許可廃棄業者（以下この節において「使用者等」という。）である。

2. 規則第22条第1項第1号～第3号（健康診断を受診すべき者及びその受診時期及び頻度）関係

（1）第1号～第3号に係る立入検査対象事項

第1号～第3号では、健康診断を受診すべき者を放射線業務従事者であるとした上で、その業務実態ごとに3つに分類し、各放射線業務従事者について、それぞれの分類に応じた健康診断の受診時期及び頻度を定めている。

- ① 第1号～第3号に係る立入検査の対象事項は、以下を確認すること
にあり、具体的には下記②及び③について確認する。
 - イ 業務実態に照らし、各放射線業務従事者が正しく分類されていること
 - ロ 健康診断の受診時期及び頻度が、各放射線業務従事者の該当する分類に応じたものとなっていること
- ② 上記①イに関する立入検査においては、業務実態に照らして放射線業務従事者を以下の1)～3)のいずれかに正しく分類していることを確認する。
 - 1) 放射線業務従事者であって、規則第22条第1項第3号に掲げる下記のイ～二のいずれかに該当した者
 - イ 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
 - ロ 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。

- ハ 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
- ニ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
- 2) 上記1) に該当せず、かつ、一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者
- 3) 上記1) 及び2) のいずれにも該当しない放射線業務従事者
- ③ 上記①ロに関する立入検査においては、上記②1)～3) の分類に応じて、各放射線業務従事者の健康診断が下記イ又はロの受診時期及び頻度で実施されていることを確認する。
 - ただし、上記②2) に該当する者は、健康診断の義務は課せられていないので、検査対象としない。
 - イ 上記②1) の者の健康診断が遅滞なく実施されていること
 - ロ 上記②3) の者の健康診断が以下の受診時期及び頻度で適切に実施されていること
 - a. 初めて管理区域に立ち入る前
 - b. 管理区域に立ち入った後は1年を超えない期間ごと

【用語の定義等】

- 放射線業務従事者であって、「一時的に管理区域に立ち入る者」(規則第22条第1項第1号)

取扱等業務のために管理区域に立ち入る時間が限定的で、放射線業務従事者としての業務性が乏しいために放射線障害の危険性が比較的低いと見られる者をいい、例えば、以下のような取扱等業務に従事する放射線業務従事者で、管理区域への立入時間が短く、放射線障害の危険性の低い作業を行う者が該当する。

- ・ 放射性同位元素装備機器の線源交換や、これに伴う線源の運搬
- ・ 放射線発生装置の据付、調整又は修理
- ・ 放射性同位元素等の集荷又は運搬作業

(2) 検査手法

検査手法としては、規則第22条第2項第1号の規定に基づき記録された健康診断に係る記録(以下単に「健康診断に係る記録」という。)の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取を組み合わせることを基本とする。下記①及び②の事実を確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- ① 業務実態に照らし、各放射線業務従事者が正しく分類されていること（上記（１）②）

放射線業務従事者が下記の１）～３）のいずれに該当するかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- １）規則第２２条第１項第３号イ～ニのいずれかに該当した放射線業務従事者（上記（１）②１））

下記イの a. ～d. の記録の調査及び下記ロで報告された下記イ c. 及び d. に該当する者の存否の確認に加え、必要に応じ、下記ハの記載内容及びニの資料の内容の調査並びに関係者に対する聴取の内容により、上記１）に該当する者であるかどうかを確認する。

- イ 法第２０条第３項の規定に基づく、下記の測定の結果の記録
- a. 規則第２０条第４項第３号に係る記録（誤吸入・経口摂取関係）
 - b. 規則第２０条第４項第４号に係る記録（人体部位の表面の汚染関係）
 - c. 規則第２０条第４項第５号に係る記録（実効線量限度又は等価線量限度に係る超過関係）
 - d. 規則第２０条第４項第５号の２に係る記録（累積実効線量に係る実効線量限度の超過関係）
- ロ 法第３１条の２の規定に基づく規則第２８条の３の規定による原子力規制委員会への事故等（規則第２８条の３第８号に該当する事象に限る。）の報告
- ハ 放射線障害予防規程に定められた第３号に係る者に関する記載事項
- ニ 放射線業務従事者の名簿

- ２）上記１）に該当せず、かつ、一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者（上記（１）②２））

必要に応じ、下記イの放射線業務従事者の氏名の確認及び下記ロの管理区域に立ち入った放射線業務従事者の立入目的の確認並びに関係者に対する聴取の内容により、上記２）に該当する者であるかどうかを確認する。

- イ 放射線業務従事者の名簿
- ロ 放射線業務従事者の管理区域への立入記録

- ３）上記１）及び２）のいずれにも該当しない放射線業務従事者（上記（１）②３））

上記 1) 及び 2) のいずれにも該当しない放射線業務従事者が
全て上記 3) の者に該当する。

- ② 健康診断の受診時期及び頻度が、各放射線業務従事者の該当する分類に応じたものとなっていること（上記（1）③）

下記 1) 及び 2) の者に対して適切な受診時期及び頻度で健康診断が行われているかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- 1) 規則第 22 条第 1 項第 3 号イ～ニのいずれかに該当した放射線業務従事者（上記（1）② 1））

下記イの健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名及びその実施年月日の記録の確認に加え、下記ロの a. ～d. の測定又は算定を行うに至った事象が発生した年月日の確認並びに下記ハの記載内容の確認を行うほか、必要に応じ、下記ニの第 3 号に該当した者の健康診断を行う時期に関する記載事項及び関係者に対する聴取の内容により、上記 1) の者に対し遅滞なく健康診断が実施されたかどうかを確認する。

イ 「健康診断に係る記録」

ロ 法第 20 条第 3 項の規定に基づく、以下の測定の結果の記録

- a. 規則第 20 条第 4 項第 3 号に係る記録（誤吸入・経口摂取関係）
- b. 規則第 20 条第 4 項第 4 号に係る記録（人体部位の表面の汚染関係）
- c. 規則第 20 条第 4 項第 5 号に係る記録（実効線量限度又は等価線量限度に係る超過関係）
- d. 規則第 20 条第 4 項第 5 号の 2 に係る記録（累積実効線量に係る実効線量限度の超過関係）

ハ 法第 31 条の 2 の規定に基づく規則第 28 条の 3 の規定による原子力規制委員会への事故等（規則第 28 条の 3 第 8 号に該当する事象に限る。）の報告

ニ 放射線障害予防規程に定められた第 3 号に該当した者の健康診断を行う時期に関する記載事項

- 2) 上記（1）② 1）及び上記（1）② 2）のいずれにも該当しない放射線業務従事者（上記（1）② 3））

下記イ及びロの各時期において、適切に健康診断が実施されたかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

イ 初めて管理区域に立ち入る前に健康診断を受けていること

下記 a. の健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名及びその実施年月日の記録の確認を行うほか、必要に応じ、下記 b. の健康診断を行う時期に関する記載事項及び下記 c. に記載された当該放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入った年月日の記録並びに関係者に対する聴取の内容により、上記（１）③ロ a. の事実を確認する。

a. 「健康診断に係る記録」

b. 放射線障害予防規程に定められた第 1 号及び第 2 号の者の健康診断を行う時期に関する記載事項

c. 放射線業務従事者の管理区域への立入記録

ロ 管理区域に立ち入った後は 1 年を超えない期間ごとに健康診断を受けていること

上記イの検査手法に準じて上記（１）③ロ b. の事実を確認する。

（３）検査を行う際の視点等

① 管理区域の確認

規則別表第 1 に定めるところにより使用施設等の出入口又はその付近に付される標識を確認するほか、放射性同位元素等の許可申請書又は使用届出に添えられる各施設の管理区域を示した平面図により確認する。

② 聴取を行う関係者

健康診断を受けた者、放射線取扱主任者及び事業所等の長のほか、事業所等における産業医、放射線障害予防規程に記載された健康診断に関する責任者も聴取の対象者とし得る。（下記 3. 及び 4. について同様の視点とする。）

3. 規則第 22 条第 1 項第 4 号～第 6 号（健康診断の方法及び実施事項）関係

（１）第 4 号～第 6 号に係る立入検査対象事項

第 4 号～第 6 号は、健康診断の方法を「問診」及び「検査又は検診」であると定め、「問診」及び「検査又は検診」のそれぞれについて、実施すべき項目の内容を定めている。

上記を踏まえ、第 4 号～第 6 号に係る立入検査の対象事項は、以下の健康診断の内容について確認することにある。

① 「問診」について（第 1 項第 5 号関係）

イ 核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（以下「定義政令」という。）第 4 条各号に掲げるもののほか 1

メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線の被ばく歴（以下この節において「放射線の被ばく歴」という。）の有無について、適切に「問診」が行われていること

- 「問診」において、上記イの放射線の被ばく歴を有する者に該当するか否かを正しく判断していること
- ハ 上記イの放射線の被ばく歴を有する者に対しては、以下の事項について、漏れなく「問診」が行われていること
 - a. 作業の場所
 - b. 内容
 - c. 期間
 - d. 線量
 - e. 放射線障害の有無
 - f. その他放射線による被ばくの状況

② 「検査又は検診」について（第1項第6号関係）

- イ 下記の部位及び項目（ただし、下記ロの一部省略をする場合を除く。）について、漏れなく「検査又は検診」が行われていること
 - a. 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - b. 皮膚
 - c. 眼
 - d. その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
- ロ 「検査又は検診」の一部省略が行われている場合は、下記の点について確認すること
 - a. 初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務従事者の健康診断の場合は、一部省略が行われた部位が、上記イ c. に限定されていること
 - b. 上記 a. 以外の放射線業務従事者の場合は、一部省略が行われた部位又は項目が、上記イ a. ～c. の一部又は全部に限定されていること
 - c. 上記 a. 及び b. の一部省略が医師の判断に基づいていること

【第4号～第6号に係る検査対象事項に関する留意事項】

- 「検査又は検診」の部位及び項目のうち、上記②イ d. 「その他原子力規制委員会が定める部位及び項目」については、規定されていない。

【用語の定義等】

- 問診

問診とは医師が口頭で受診者に健康状態を尋ね、それによって健康状態を診ることをいう。

○ 放射線の被ばく歴の有無

放射線の被ばく歴の有無とは、放射線業務従事者が行う被ばくを前提とした管理区域内における取扱等業務の履歴の有無をいう。被ばく線量の程度によるものではない。

○ 検査又は検診

検査又は検診とは、問診により医師が放射線の被ばく歴の有無を把握した上で、放射線業務従事者に放射線誘起の障害が実際に発生しているかどうかについて判断するために行う血液の検査又は皮膚若しくは眼について行う検診をいう。

(2) 検査手法

検査手法としては、「健康診断に係る記録」の確認のほか、必要に応じ、その他の資料の内容の調査と関係者への聴取の組み合わせによることを基本とする。下記①及び②の健康診断の方法について、各事項が適切に行われているかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

① 「問診」について（上記（1）①）

放射線業務従事者に対する「問診」について上記（1）①の事項が適切に実施されているかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

1) 問診を実施し、放射線の被ばく歴の有無を適切に判断していること（上記（1）①イ及びロ）

下記イの健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名、健康診断を行った医師名、健康診断の結果の記録の確認を行うほか、必要に応じ、下記ロの問診の放射線の被ばく歴の有無等に関する記載事項、下記ハの資料の記載内容及び下記ニの内容の調査並びに関係者に対する聴取の内容により、上記1)の事実を確認する。

イ 「健康診断に係る記録」

ロ 放射線障害予防規程に定められた問診に関する記載事項

ハ 問診票（写しを含む。）

ニ 放射線の被ばく歴の内容を示す記録

2) 放射線の被ばく歴を有する者に対して所定の事項について「問診」が行われていること（上記（1）①ハ）

上記1)の問診の結果から、放射線の被ばく歴を有すると判断された放射線業務従事者に対して、下記イの記録の確認を行うほか、

必要に応じ、下記ロの放射線の被ばく歴の有する者に対する問診に関する記載事項及び下記ハの資料の記載内容の調査並びに関係者に対する聴取の内容により、上記2)の事実を確認する。

イ 「健康診断に係る記録」

ロ 放射線障害予防規程に定められた問診に関する記載事項

ハ 問診票（写しを含む。）

② 「検査又は検診」について（上記（1）②）

放射線業務従事者に対する健康診断について、下記1)及び2)の場合において適切に「検査又は検診」が実施されているかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

1) 「検査又は検診」の対象となる所定の部位及び項目を全て実施している場合

下記イの健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名、健康診断の結果の記録のうち「検査又は検診」の部位及び項目の確認を行うほか、必要に応じ、下記ロの「検査又は検診」の部位及び項目に関する記載事項並びに関係者に対する聴取の内容により、上記（1）

②イの事実を確認する。

イ 「健康診断に係る記録」

ロ 放射線障害予防規程に定められた「検査又は検診」に関する記載事項

2) 「検査又は検診」の対象となる所定の部位又は項目の一部を省略している場合

下記イ及びロの放射線業務従事者に対して、「検査又は検診」の対象となる所定の部位又は項目の一部省略が適切に行われたかどうかを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

イ 初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務従事者

下記 a. の健康診断を受けた放射線業務従事者の氏名、健康診断を行った医師名、「検査又は検診」の省略を行った部位又は項目の確認を行うほか、必要に応じ、下記 b. の「検査又は検診」に関する省略に係る規定の記載事項、下記 c. に記載された初めて管理区域に立ち入った年月日の記録及び関係者に対する聴取の内容により、上記（1）②ロ a. 及び c. の事実を確認する。

a. 「健康診断に係る記録」

b. 放射線障害予防規程に定められた「検査又は検診」に関する記載事項

c. 放射線業務従事者の管理区域への立入記録

- 上記イ以外の放射線業務従事者
上記イの検査手法に準じて、上記（１）②ロ b. 及び c. の事実を確認する。

4. 規則第 22 条第 2 項各号及び規則第 22 条の 2（健康診断の結果の記録、交付及び保存）関係

（１）規則第 22 条第 2 項各号及び規則第 22 条の 2 に係る立入検査対象事項

健康診断の結果の記録、交付及び保存について、それぞれ、下記①～③に掲げる事項を規則第 22 条第 2 項各号及び規則第 22 条の 2 に係る立入検査の対象事項とする。

① 健康診断の結果の記録について（規則第 22 条第 2 項第 1 号）

1) 健康診断の都度、以下の事項について記録されていること

- イ 実施年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 健康診断を行った医師名
- ニ 健康診断の結果
- ホ 健康診断の結果に基づいて講じた措置

2) 記録の作成方法が、以下の方法となっていること

- イ 書面により作成していること
- ロ 書面に代えて、電磁的方法により記録していること

② 健康診断の結果の記録の交付について（規則第 22 条第 2 項第 2 号）

1) 健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、健康診断の結果の記録の写しが交付されていること

2) 健康診断を受けた者に対する健康診断の結果の記録の写しの交付方法が、以下の方法となっていること

- イ 書面により交付していること
- ロ 書面に代えて、電磁的方法により交付していること（使用者等が、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「e-文書法」という。）第 2 条第 1 号に定める民間事業者等に該当する場合）

- a. 電磁的方法により交付することについて、健康診断を受ける者に対して、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容が示され、書面又は電磁的方法による承諾を得ていること（e-文書法第 6 条第 1 項及び同法施行令第 2 条第 1 項）

- b. 電磁的記録による交付の方法が、以下 i. ~ iii. のいずれかの方法を採用していること〔原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「e-文書規則」という。）第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号〕
 - i. 電気通信回路を通じて送信し、健康診断を受けた者が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ii. 電気通信回路を通じて健康診断を受けた者の閲覧に供し、同者が使用する電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - iii. 磁気ディスク等をもって調製したファイルに記録したものを交付する方法
 - c. 上記 b. のいずれの方法を採用した場合においても、交付を受けた健康診断を受けた者がファイルに記録を出力することにより書面を作成することができるようにしていること（e-文書規則第 11 条第 2 項）
- ハ 電磁的方法により交付（使用者等が e-文書法第 2 条第 1 号に定める民間事業者等に該当しない場合）
 電磁的記録による交付について、e-文書法以外の法令で定めがある場合は、当該法令の定めに従って交付していること。
- ③ 健康診断の結果の記録の保存について（規則第 22 条第 2 項第 3 号及び第 4 号）
- 1) 記録の保存期間が、下記イ又はロに従っていること
 - イ 記録の保存を継続していること
 - ロ 記録の保存を継続する必要なし（下記 a. 又は b. の場合であって、原子力規制委員会が指定する機関に引き渡している場合）
 - a. 健康診断を受けた者が使用者等の従業者でなくなった場合
 - b. 健康診断の結果の記録を 5 年以上保存した場合
 - 2) 記録の保存方法が、以下の方法となっていること
 - イ 書面により保存していること
 - ロ 書面に代えて、電磁的方法により記録を保存する場合は、当該記録が、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに記録を表示できるようになっていること（規則第 22 条の 2）
 - 3) 書面に代えて、電磁的方法により記録を保存する場合は、以下の基準の確保に努めていること

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（以下「努力基準」という。）を踏まえて努力基準別表に定める技術基準及び運用基準の確保に努めていること（規則第22の2第3項）

【検査対象事項に関する留意事項】

- 原子力規制委員会が指定する機関については、現在、全国を通じ、「公益財団法人放射線影響協会」の1機関に限り指定されている。

【用語の定義等】

- 電磁的方法

電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を指し（e-文書法第1条）、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式のことをいう。

- 交付

交付とは、書面又は電磁的方法のいずれによるかを問わず、健康診断の結果の記録の写しが当該健康診断を受けた者本人の管理下に渡ることをいう。例えば、書面による場合には、書面を通知の相手方に直接手交すること、電磁的方法による場合には、上記②ロの方法によることなどがこれに該当し、いずれの場合においても当該通知が相手方の支配領域に到達し、当該通知の内容を知りうる状態に置くことをいう。

- 磁気ディスク等

磁気ディスク等とは、磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。

（2）検査手法

- ① 健康診断の結果の記録について（上記（1）①）

健康診断の結果の記録について、下記1）及び2）の事実を確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

- 1）健康診断の都度、健康診断の結果が記録されていること（上記（1）①1））

「健康診断に係る記録」の健康診断の実施年月日に加え、必要に応じ、当該記録の作成年月日及び関係者に対する聴取の内容により、上記1）の事実を確認する。

2) 健康診断の結果の記録が、定められた方法で行われていること(上記(1)①2))

書面により記録を作成している場合には、書面により作成された「健康診断に係る記録」を確認する。

また、書面に代えて、電磁的方法により当該記録を作成している場合は、電磁的方法により記録することにより作成された「健康診断に係る記録」を確認する。

② 健康診断の結果の記録の写しの交付について(上記(1)②)

1) 健康診断の都度、健康診断の結果の記録の写しが交付されていること(上記(1)②1))

イ 書面により交付している場合

下記 a. の健康診断の実施年月日及び下記 b. が交付された年月日の確認に加え、必要に応じ、下記 c. の記載事項の確認及び関係者に対する聴取の内容により、上記 1) の事実を確認する。

- a. 「健康診断に係る記録」
- b. 健康診断の記録の写し
- c. 放射線障害予防規程に定められた書面による健康診断の記録の写しの交付に関する記載事項

ロ 書面に代えて、電磁的方法により交付している場合

下記 a. の健康診断の実施年月日及び下記 b. 及び c. が交付された年月日の確認に加え、必要に応じ、下記 d. の記載事項の確認及び関係者に対する聴取の内容により、上記 1) の事実を確認する。

- a. 「健康診断に係る記録」
- b. 電子計算機その他の機器に表示させた健康診断の記録の写し
- c. 磁気ディスク等で交付した健康診断の記録の写し
- d. 放射線障害予防規程に定められた電磁的方法による健康診断の記録の写しの交付に関する記載事項

2) 健康診断の結果の記録が、定められた方法で交付されていること(上記(1)②2))

イ 書面により交付している場合

健康診断の記録の写しが書面により交付されていることについて、当該写しの現物を確認することにより上記 2) の事実を確認する。

ロ 書面に代えて、電磁的方法により交付している場合（使用者等が e-文書法第 2 条第 1 号に定める民間事業者等に該当する場合）

a. 電磁的方法による交付をあらかじめ承諾していること（上記（1）②2）ロ a.）

電磁的方法により健康診断の記録を受けることをあらかじめ承諾した健康診断を受ける者の書面又は電磁的方法による承諾書の存否を確認し、必要に応じ、関係者に対する聴取の内容により、上記 a. の事実を確認する。

b. 交付が所定の電磁的方法で行われていること（上記（1）②2）ロ b.）

電磁的記録による交付方法が上記（1）②2）ロ b. に掲げる 3 つの方法のいずれを採用しているのかを関係者に聴取することにより、上記 b. の事実を確認する。

c. 電磁的に記録を出力して書面作成ができること（上記（1）②2）ロ c.）

電磁的方法による交付を受けた者の管理下にある健康診断の記録を現に書面上に出力できることを確認することにより、上記 c. の事実を確認する。

ハ 書面に代えて、電磁的方法により交付している場合（使用者等が e-文書法第 2 条第 1 号に定める民間事業者等に該当しない場合）

書面に代えて、電磁的方法により交付することができるとする法令の存否について、関係者に対する聴取を行い、当該法令に定める方法に従った電磁的方法での交付が行われていることを確認する。

③ 健康診断の結果の記録の保存について（上記（1）③）

1) 法令の定める記録の保存期間が遵守されていること（上記（1）③1））

下記イ又はロの場合について、健康診断の記録が所定の期間にわたって保存されていることを確認する際に執るべき検査手法をそれぞれ以下に記す。

イ 記録の保存を継続している場合

下記 a. の「健康診断に係る記録」を書面で保存を継続している場合は、現に保存されている記録の現物を確認する。

また、下記 a. を書面に代えて、電磁的方法で保存を継続している場合は、電子計算機その他の機器に、現に保存されている記録の確認を行うほか、必要に応じ、それぞれの場合の b. の記載

内容の確認と関係者への聴取の内容により、上記 1) の事実を確認する。

- a. 「健康診断に係る記録」
- b. 放射線障害予防規程に定められた健康診断の記録の保存に関する記載事項

□ 記録を保存する必要がない場合

- 必要に応じ、下記 a. 及び b. の資料の内容の確認に加え、下記 c. に記載された者が上記 (1) ③ 1) □ a. 又は b. のいずれかに該当するかについて関係者に聴取を行うとともに、下記 d. に記載された内容を確認することにより、上記 1) の事実を確認する。
- a. 記録の引渡しに係る手続書類
 - b. 引き渡した記録に係る原子力規制委員会が指定する機関からの受領書
 - c. 原子力規制委員会が指定する機関に記録が引き渡された者に関する名簿
 - d. 放射線障害予防規程に定められた健康診断の記録の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しに関する記載事項

2) 記録の保存方法が遵守されていること (上記 (1) ③ 2))

イ 書面により保存している場合

「健康診断に係る記録」が書面により保存されていることについて、現物を確認することにより上記 2) の事実を確認する。

□ 書面に代えて、電磁的方法により記録を保存している場合は上記 (1) ③ 2) □ の方法を遵守していること

「健康診断に係る記録」を保存した電子計算機その他の機器に直ちに記録を表示させて確認することにより、上記 2) の事実を確認する。

3) 電磁的方法による記録の保存に係る努力義務を遵守していること (上記 (1) ③ 3))

「努力基準」の内容を踏まえた取組の実施状況について、関係者に対する聴取を行うほか、必要に応じて、使用者等が放射線障害予防規程において定めた健康診断の記録の保存に係る手続等を把握することにより、上記 3) の事実を確認する。